

平成18年第2回臨時会

御 宿 町 議 会 会 議 録

平成18年7月20日 開会

平成18年7月20日 閉会

御 宿 町 議 会

平成18年第2回御宿町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(7月20日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	4
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	5
閉会の宣告	14
署名議員	16

御宿町告示第31号

平成18年御宿町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

平成18年7月13日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成18年7月20日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

(1) 指定管理者の指定について

平成18年御宿町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成18年7月20日(木曜日)午前10時20分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	石井芳清	2番	松崎啓二
4番	伊藤博明	5番	吉野時二
6番	川城達也	7番	式田孝夫
8番	瀧口義雄	9番	白鳥時忠
10番	小川征	11番	中村俊六郎
12番	浅野玄航	13番	貝塚嘉軼
14番	新井明		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
教育長	岩村 實	総務課長	吉野健夫
企画財政課長	瀧口和廣	産業観光課長	藤原 勇
教育課長	田中とよ子	税務会計課長	木原政吉
建設環境課長	井上秀樹	住民水道課長	米本清司
保健福祉課長	氏原憲二		

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄	係長	市原 茂
------	------	----	------

開会の宣言

議長（伊藤博明君） 皆さんこんにちは、ただいま時間が遅れましたことをまずはお詫び申し上げます。

それでは本日、平成18年第2回臨時会が招集されましたが、議員の皆様にはご多用のところ出席いただきましてご苦労様です。

本日の出席議員は13人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成18年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時20分）

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告と合わせてあいさつがあります。

井上町長。

町長あいさつ

町長（井上七郎君） 本日ここに、平成18年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お暑い中、また、ご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本、臨時会に提案いたします案件は、先般、6月定例会におきまして、既にご承認をいただいております、「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等条例の制定」および「地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正」により、指定管理者の候補者選定委員会を開催したところであります。後程、詳しくご説明させていただきますが、本年9月1日に指定管理者による管理運営の本稼動を控え、急施を要することから、本臨時会をお願いいたしましたものでありますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

7月8日に「海開き」を終え、7月9日の「プール開き」で、いよいよおんじゅくの夏の幕

開けとなりました。

しかしながら経済状況はまだまだ厳しく、また、余暇の過ごし方も多岐にわたっており、観光客は年々減少傾向をたどるなか、一人でも多くの方に御宿町に来ていただき、おんじゅくの夏を満喫していただけるよう、各種イベントを企画しております。

また7月15日からは、メキシコ少年野球チームが既に来町、ホ－ムスティを開始しており、続いて7月31日からは野沢温泉村の皆さんが来町しますので、議員の皆様方にもご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わりますが、今後とも行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

1番、石井芳清君、2番、松崎啓二君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ご異議なしと認めます。

よって今臨時会の日程は、本日1日限りといたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今、議題となりました議案第 1 号、指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、御宿町地域福祉センターの指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明申し上げます。

地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、公の施設で町直営でなく、管理委託方式をとっている地域福祉センターの管理運営につきまして、平成 18 年 9 月から指定管理者制度の導入を予定しております。

6 月定例議会におきまして、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定及び、御宿町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご議決をいただいたところであります。

その後、御宿町指定管理者選定委員会を 7 月 10 日に開催いたしまして、御宿町地域福祉センターの指定管理者の候補が決まりましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者の指定をするため、第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

お手元に、配布させていただきました資料で概略をご説明させていただきます。

最初に、2 部構成になってはいますが、厚い方の「指定管理者選定委員会候補者選定結果概要について」ということで、そちらからご説明させていただきます。

これにつきましては、7 月 10 日の選定委員会で協議をしていただいた内容が列記してございます。

施設名としましては、御宿町地域福祉センター。施設の概要としまして資料 1 は 2 ページになり

ますけれど、整備年度が地域福祉センターは、平成 2 年、3 年の二ヵ年の継続で実施をされています。

開館が平成 3 年 11 月 1 日ということで、敷地面積につきましては、上から 6 行目になりますが、1,660 m²ということで、主要施設は中ほどにございますが、研修室、それから教養娯楽室、和室、会議室、作業室、機能回復室、資料室、相談室、事務室、風呂、ホール、給湯室という内容になっています。開館時間が午前 9 時から午後 5 時と。休館日につきましては、土曜日。あと国民の祝日・国民の祝日が土曜日にあたる時はその翌日。12 月 29 日から 31 日まで及び 1 月 2 日、3 日という休館日となっています。使用料につきましては無料ということで、町内に住所を有していない人は一人一回 500 円という料金設定なっています。利用状況でありますけれども、平成 17 年度の利用者数は 2,997 人、延べ開館日数は 294 日で、1 日平均 10.19 人という状況になっています。

1 ページに戻っていただきまして、3 番の募集方法であります。非公募方式ということで、公募方式をとらない理由としましては、地域福祉センターの業務は、地域福祉向上に関する研修・講座・会議等の実施、及び児童から高齢者までを対象とした各種福祉活動の場としての、活用が主な業務内容となっております。これらの事業運営には、福祉に関する専門的な知識や、地域などへの調整力が必要で、これらを有する団体は社会福祉協議会以外には存在しないことから、非公募方式とするものであります。参考までに、有資格者のその内容であります。地域福祉専門員 1 名、社会福祉主事 3 名、介護支援専門員 2 名、看護師 1 名、介護福祉士 3 名という内容になっておりまして、合計で 8 名の職員がいます。

また、平成 3 年からの開設から現在までの管理受託者でございまして、管理運営状況は良好なことなどの理由により、非公募施設とするものでございます。

申請者は、社会福祉法人御宿町社会福祉協議会会長 森川 武ということでございます。

指定期間につきましては、平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までという期間になっております。

7 番でありますけれども、審査基準につきましては、大きく 3 項目ということで、町民の平等な

利用が確保されること。2番目としまして、施設の管理に関する事業計画に沿って管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。3番目に、管理に係る収支予算書の内容が適正であること。

8番に、審査資料としましては、全部で4項目ございますが、1点目に御宿町公の施設の指定管理者指定申請書。2点目に施設の管理に関する事業計画。3点目に履歴事項全部証明書。4点目に社会福祉法人御宿町社会福祉協議会定款ということで、9番の管理費でございますが、平成18年9月分から平成19年3月分までの管理費ということで、1,141,000円という内容になっています。

次に3ページからが、実際の指定申請書になるわけでありましたが、4ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、これが施設の管理に関する事業計画でございます。

1番目に管理運営体制ということで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、配置スタッフ。それから2番目に配置計画ということで、センターの開館は日曜日から金曜日。午前9時から午後5時までということで、月曜から金曜につきましては常勤職員で対応すると。日曜日につきましては、日直対応で1名で対応するというようになっております。

2番目以降が事業計画案ということで、施設の維持管理に関する業務としましては、センターの休館日。委託業務としましては、警備、防火保守、清掃、浄化槽、損害保険の保険加入ということでございます。これにつきましては、後ほどの協定書の中に盛り込んでございますので、そちらでご説明させていただきます。その他毎日の清掃及び日常管理等は職員で対応すると。

2番目に、住民福祉の向上のために開催される研修、講座、会議等に関する業務と。3番目に住民の懇談、娯楽、教養の向上に関しましての内容でございます。

5ページでございますけれども、4番目に、住民の福祉増進のために行われる場の提供に関する業務ということで、ほっとサロンでありますとか、世代間交流事業ということで、事業を行うこととなっております。

あと、社会福祉事業関係等に関する業務としましては、ボランティア団体の活動、これは日赤奉仕団、朗読等で、合計で18団体が今現在登録されているということであります。

心配事相談所の開設でありますとか、福祉機器の展示、福祉関係図書の展示という内容であります。

あと、6番目が利用の承認及び利用の取り消しに関する業務ということで、以上につきましては、これは設置条例のほうで規定してあるところであります。

次に利用料金案ということで、センターの使用料は無料とする。ただし町内に住所を有しないものについては一人一回500円ということで、これも設置条例のとおりでございます。

行政、福祉関係と会長が特に認めた場合は、利用料金を免除することができるという内容になっております。

次に6ページは、18年度の9月から年度末までの収支予算書となっておりまして、収入としましては、町からの負担金ということで、1,141,000円。支出のほうでありますけれども、事業費として8万円。これは消耗品でございます。維持管理費としましては、器具什器費として6,000円、水道光熱費が489,000円、あと業務委託費が284,000円というのが、主な内容となっております、合計で1,141,000円という内容になっております。

7ページのほうに、3ヵ年の概算での事業費が計上してございます。

19年度につきましては、2,016,000円、20年度が1,916,000円という内容となっております。

次に8ページでございますけれども、これは履歴事項全部証明書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に10ページが社会福祉協議会の定款ということで、まず目的でありますけれども、社会福祉法人は、御宿町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする、事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の増進を図ることを目的とするとしてございます。

事業につきましては、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施ということで、以下13項目が事業として挙げられているところであります。

名称、経営の原則、それから事務所の所在地ということで、次に第6条でありますけれども、役員につきましては、理事6名、監事2名という内容となっております。

あとちょっと長くなりますので、これにつきましては割愛させていただきます、次にもう1冊のほうの御宿町地域福祉センターの管理運営に関する協定書についてご説明させていただきます。

今後の指定管理者の事務の流れでありますけれども、本日もご議決をいただきますと、このあと契約の変更をさせていただきます。その後、協定書の締結ということになりまして、それがこの資料となるわけですが、協定書につきましては、これまでの委託契約書に替わるものとなっております。

これも長くなりますので、1条から20条ということになりますので、概要だけご説明させていただきます。

第1条につきましては趣旨、第2条につきましては管理業務、第3条につきましては管理物件、第4条には指定管理者の責務。第5条は指定の期間、第6条が負担金、第7条が事業計画等の提出、第8条としましては事務報告。第9条が事業報告、第10条としまして指定の取り消し等について規定をしてございます。第11条が原状回復の義務、第12条が第三者に及ぼした損害ということで、これは前回の6月定例議会の時にご質問があったかと思っておりますけれども、「乙が指定管理者業務の遂行により、甲又は第三者に損害を与えた場合、当該損害が指定管理業務の遂行に伴い、通常避けることのできない騒音等の原因により生じたものである場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。」という規定でございます。指定管理者の委託等ということで、第13条。これも3項で「乙が指定管理業務の一部の処理を委託し、又は請け負わせた第三者の責めに帰すべき事由により、生じた損害又は増加費用は、すべて乙の責めにより負担をするものとする。」というものでございます。この裏付けとしまして、この第14条の指定期間中の保険ということですが、まず火災保険につきましては町負担で加入すると。2号としまして「乙は指定管理業務にて想定される第三者への賠償保険に加入するものとし、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。」という内容になっております。

第15条が個人情報の保護、これにつきましては一番最後の7ページに特記事項ということで、添付をしてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

あと第 16 条としまして甲が実施する業務、第 17 条としまして重要事項の変更の届け出、第 18 条として書類の提出、第 19 条協定の改定、第 20 条として協議ということで、この協定書に関し、疑義が生じたとき又は定めのない事項につきましては、その都度甲乙協議で定めるという内容となっております。

別記 1 に管理施設の一覧、これは 6 ページになりますけど。それと物品関係が掲載した一覧が添付されています。

以上が主な内容となっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 1 番。

指定管理者の選定ということでありますが、2 点ほど確認をしたいことがあるわけですが、1 点は施設利用に関する申請と許可の関係でありますけれども、今日は詳細な資料が提示され、説明も今いただいたところでありますが、本施設に関して使用施設一覧とかあるわけですが、これらの施設については、町民は無料で使用することができるということで確認してよろしいですか。そうしますと、概要の 2 ページに使用施設ということで、一番下に風呂というのがあるわけですが、今日の説明の中でこの風呂の利用についての実績報告等がされてないわけですが、これまでどのような利用形態、実績があったのか。また、指定管理者制度においては、それがどのように事業化されていくのかについてお伺いしたいと思います。

それから、最後に説明をいただきました協定書の中の別記 1 の中に、物品とあるわけですが、先ほどの事業報告の中にカラオケというのがうたわれておったかと思いますが、ここにはそのような設備・機器は品名としてもられてない和理解いたしますけれども、それは今現状どうなっているのでしょうか。だいが前に施設を見せていただいたところ、だいが古くなっていたように思うわけでありまして、その辺の利用等についても今後どうなっていくのかちょっと確認したい

と思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） まずは1点、風呂の利用ということではありますが、この風呂の利用につきましては、男女分かれて大きな浴槽が用意されておりますけれども、この平成3年に開設当時は、老人クラブ等が活動後に利用をされていたという経緯がございますけれども、その後数年たって一回ガスで沸かすという中では、数万円の費用がかかり、利用者が年々減ってきているということの中で、現在は使用しないという状況です。また今後そういう要望や事業の内容で、必要に応じまして、この辺は検討していきたいということございました。

それともう1点が、カラオケについてですが、物品の一覧にカラオケが入っていないということにつきましては、カラオケについては町のほうの整備ではなくて、寄贈のものであるということで、あえてこれには入れてございません。

利用につきましては、老人クラブとか小中学生のお子さんたちが、たまにご利用になっているということがございます。よろしくおねがいします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） お風呂については、住民の方からですね、最近越してこられた方からご相談を受けまして、せっかく町にそういう施設があるのに、まあ使えるかといったら使えないようなお話も聞いているし、せっかくある施設が遊んでいるというのはいかがなものかというような質問をいただいたんですね。今課長がご説明いただいたとおり、確かに費用がかかるのはそのとおりだろうとは思うんですね。あと管理面を含めまして、きちんとこういうものがあるわけですし、近くにはゲートボール場とか、グランドゴルフをやったりするわけですから、せっかく設置したわけですから、当初の目的をどう実現するかと。先ほど施設の目的について説明いただきましたけれども、その目的に合致する形で利用を進めていただく必要があろうと思います。もうちょっとその辺は考えていただいて。せっかく指定管理者ということで管理運営も移行するわけですから、この際そういう部分を洗い直していただく必要があるのかなと思います。

それから、カラオケについては寄贈されたものではあるとは思いますが、そうは言っても、大事な備品でありますし、町民が有効利用されているのは実態であると思しますので、寄贈備品だったら寄贈備品ということで、別枠で載せたらいいんじゃないんですか。そうしないと、一つ一つの物がですね、議会もそうですけれど、予算に載っていないものについては誰も意識がなくなってしまうこととあってあるじゃないですか。ですからここも、別記の中で注としてもいいから寄贈品でこういうものがありますよと。そうすれば寄贈された方の善意というの、そこに表現されると思うんですよ。それがありがたいことをきちんとみんなが理解をして、使っていくということになるのかなと思うんですよ。

それから、そうはいつでもこれだいが古くなっていると思うんですよ。ですから今福祉につきましても非常に歌を歌うということが、いろいろ心身の状態を保つ、また良くするというのかも含めて、非常に効果があるということも昨今新聞報道もされておりますので、その辺も今後協議していただいて、本当にその目的が達せられる形にさせていただく、そのような契約内容にあらためていただきたいというふうに思いますが、それについて最後見解を伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） まず風呂の件につきましては、当初利用があったという話で、なぜ利用がなくなってきたかという中では、まず団体利用で活用する中で、どうしても入ってから家に帰るまでの間、高齢の方の利用が多いということで、かぜをひいてしまうとか、そういったことがあって、利用が年々減ってきたということがあろうかと思います。

大きな浴槽でありますので、1, 2名の利用は経費的に大変無理があるというようなことで、現段階での利用はちょっと難しいということではありますが、今後介護予防事業でありますとか、そういった事業もございますので、新たな事業の中では前向きに検討していきたいと考えております。

カラオケ等について、この物品の一覧に入れてないという理由につきましては、あくまでも町が手当てをした、町の財源で揃えたというものについての一覧でございまして、社会福祉協議会の方の備品一覧には、これが掲載されておるところでございますので、よろしく願いいたします。

また、カラオケの維持管理、新しい施設の買い換え等につきましては、社会福祉協議会のほうにも、予算が、共同募金等の財源がございますので、そちらで今後対応を検討していただきたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（「全員挙手」）

全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣言

議長（伊藤博明君） 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成18年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

この度の臨時会は、冒頭申し上げましたように、「御宿町地域福祉センターの指定管理者の指定」についてのご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

まもなく梅雨が明けますと、暑さに厳しさが加わってまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

以上で平成18年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労様でした。

（閉会午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年 8月21日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 石 井 芳 清

署名議員 松 崎 啓 二